

見附市子育て支援センター運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第3号

見附市子育て支援センター運営規則の一部を改正する規則

見附市子育て支援センター運営規則（平成15年見附市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「300円」を「400円」に、「150円」を「200円」に改め、同条第2項中「150円」を「200円」に、「80円」を「100円」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。